

にほんごがくしゅうかい 日本語学習会のご案内

日時： 2月 4日（水）
19:30～21:00

Would you like to learn
Japanese with us?
Please feel free to come!

場所： 倉吉市人権文化センター

内容： 日常生活に必要な日本語を学ぶ



倉吉市 就職支度金制度のご案内(概要)

新たに学校を卒業・修了する人のうち、身体に障がいのある人などを対象に、就職支度金を支給します。

対象者：下表①～③のすべてを満たす人

①次のいずれかに当てはまる人	②新規に県内の中学校、高等学校、特別支援学校を卒業する人、または各種学校、専修学校を修了し、卒業・修了の翌月末までに初めて就職が決定(内定)した人で次の全てに当てはまる人	③保護者が倉吉市内に住所を有する人
・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のうち、いずれかを所有する人	・公共職業安定所または卒業した学校の紹介がある	
・統合失調症などの精神疾患の診断を受けている人	・常用雇用者(1年以上の契約社員を含む)	
・同和地区に居住する人、または居住していた人		

支給金額：25,000円

申請期限：2026(令和8)年2月27日(金)

お問合せ先：倉吉市人権政策課 電話22-8130

◎生活の中でお困りのことはありませんか？



一人で抱え込まずに相談してみませんか？
お困りのことがあればお気軽にお越しください。
電話対応もいたします。
※ご相談いただいた内容は秘密厳守いたします。
安心してご相談ください。

◎差別落書きや人権侵害に気づいたら！すぐにお知らせください！

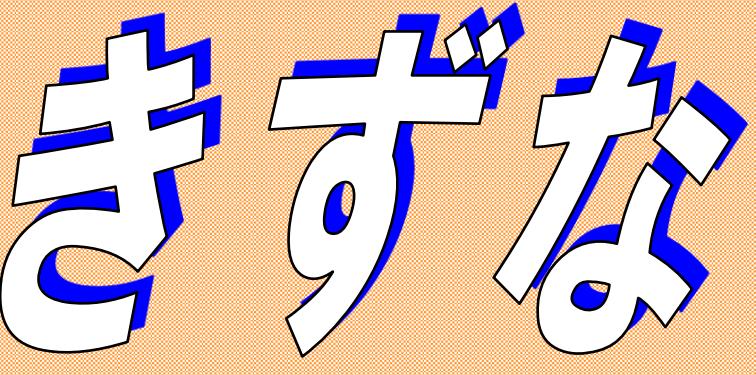
差別発言などの人権侵害や差別落書きは許されない行為です。発見された場合は
倉吉市人権政策課または最寄りの人権文化センターまでご連絡ください。

連絡先：倉吉市人権政策課

☎ (0858) 22-8130

倉吉市人権文化センター

☎ (0858) 22-4768



倉吉市人権文化センターだより

2026年2月1日 発行 No.182号

発行所：倉吉市人権文化センター

住 所：倉吉市鍛冶町1丁目2971-2

電 話/FAX：0858-22-4768

メールアドレス：jinkenbunka@ncn-k.net

第49回倉吉市部落解放文化祭が開催されます！

人間解放の文化を創造しよう



お互いを認め合い、安心して暮らせる人権尊重のまちづくりを目指す「第49回倉吉市部落解放文化祭」が令和8年2月6日(金)～8日(日)、倉吉市で開かれます。はり絵・書道・陶芸などの作品展示や人権作文の朗読、伝統を誇る人形芝居のステージ発表など、多彩な内容で差別解消を訴えます。

作品展示

日時：令和8年2月6日(金)～8日(日)
9:00～16:00

会場：エースパック未来中心アトリウム
内容：認定こども園、保育園、学校、児童館、社会福祉施設、国立療養所
邑久光明園等による作品展示



発表

日時：令和8年2月8日(日)
13:00～15:00 (開場 12:30)

会場：エースパック未来中心小ホール
内容：①円通寺人形芝居
(円通寺人形芝居保存会)
②人権作文朗読
(河北中学校生徒)

ボテ茶サービス
部落解放同盟倉吉市協議会
エースパック未来中心小ホール入口付近

2月8日(日)
11:00～
なくなり次第終了



※場内誘導・座席配慮のお手伝いが必要な方は事前にご相談ください。
※悪天候等で中止(8日発表の部)の場合は左記 web サイトでお知らせします
主催 第49回倉吉市部落解放文化祭実行委員会・倉吉市
お問合せ 倉吉市人権政策課 (0858)22-8130

令和7年の日本語学習会

普段の学習

ひらがな・カタカナ・漢字の学習から、日常会話の練習まで個人にあった学習をマンツーマンで続けています！たくさん話せる・書ける言葉が増えてきました！



異文化交流



7月に日本の文化を紹介する交流会を開催しました！梅雨の時期にぴったりなあじさいの和菓子を作り、そうめんに自由にトッピングをして食べました！また、学習の前にアコーディオン演奏や自国の文化紹介をしてくださった参加者もいました！



くらよし国際交流フェスティバル

毎年行われるくらよし国際交流フェスティバルにも、日本語学習会に参加されている皆さんが出店されています。さまざまな国の伝統料理・文化を楽しむことができました。また、日本語学習会の紹介パネルも展示し、日頃の活動の様子を伝えることができました！



日本語学習会は日本語を学習するだけでなく、異文化交流をして互いの国の文化を理解・尊重すること、仲間の輪を広げることを目的として活動しています。令和8年も異文化交流、在留に関する講演会をはじめ、さまざまな事業を展開していく予定です。

知って下さい 子ども用車いすのこと



見た目はベビーカー、
実は「車いす」です。
病気や障がいが理由で、
「これがないと移動できない」
子どもたちが使用しています。



「子ども用車いす」は、外見がベビーカーに似ています。そのため、公共交通機関や公共施設でベビーカーと誤認され、必要な介助が受けられないなど、認知度の低さに伴うトラブルが発生しており、周囲の理解と配慮が求められます。なお、ベビーカーを車いすと同じ目的で使用している場合もあります。

1. 子ども用車いすの特徴と役割

子ども用車いすには、大きく分けて自走・介助用の「標準型」と、姿勢を維持する機能に特化した「バギー型」があります。バギー型は、難病や障がいで体幹が弱いために首が座らない子や、姿勢が固定できない子のための車いすです。子どもの障がいに合わせて体幹を支えるクッションや、背もたれの角度の調整、座面の下に人工呼吸器など医療機器を積めるような造りになっているなど、「オーダーメイドの医療機器」としての侧面もあります。

折りたためません

これは車いすです。座る姿勢を保つことが難しいなどの身体的特徴から、車体を折りたたむことは容易ではありません。また、子どもたちは「子ども用車いす」から降りて歩くことも困難です。

重量があります

車いす自体の重量に加え、医療機器を搭載している場合もあります。そのため、車体を持ち上げて大きな段差を超えることは非常に困難です。

子ども用車いすマークもあります

「こども車いす」や「子ども用車いす」などと表示したマークをついている方もいます。



※マークは一例です。

※子ども用車いすを見かけたら、温かい配慮をお願いします。

2. 子ども用車いすへの誤解から生まれる問題

- ①介助者や利用者が、公共交通機関でスロープの利用を申し出ると、「ベビーカーには使えません」「たまのように」と言われたり、障がい者用駐車スペースの利用を断られたりするなどのトラブルが発生しています。
- ②公共の場で、「混んでいるんだからたんでもらえますか？」と言われたり、「大きくなってもベビーカーに乗せて甘やかしている」という無理解な視線に晒されています。こうした誤解は、外出そのものを苦痛にし、家族を孤立させる原因となります。

車いすが必要な子どもと、その家族のためにできること



子ども用車いすを利用する子どもたちにとって、外出は単なる移動ではなく、社会とつながり、経験を積むための大切な学びの場です。私たちが「ベビーカーに見える車椅子」の存在を知り、正しく理解することは、誰もが排除されない社会を作るための第一歩となります。

(一部国土交通省ホームページ参照)